

Weekly コラム

令和 4 年 12 月 6 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

短時間労働者への 社会保険適用拡大

◆企業規模により段階的に適用拡大

現行では、短時間労働者の社会保険の加入については、従業員 501 人以上の企業が対象ですが次のように段階的に適用範囲が拡大されます。

- ・2022 年 10 月～従業員数 101 人以上の企業
- ・2024 年 10 月～従業員数 51 人以上の企業

◆2022 年 10 月からの短時間労働者の要件

1. 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
1 週間の所定労働時間が変動する場合は平均で算定します。例えば 1 か月の労働時間を 12 分の 52 で割ると 1 週間の平均時間が算定されます。
2. 雇用期間が 2 か月以上見込まれること
現行では雇用期間 1 年以上見込みでしたが変更され、2 か月以内の定めがある雇用契約でも「契約更新される」可能性がある場合は最初に定めた期間を超えた時からでなく当初からの加入となります。
3. 賃金月額が 8.8 万円以上(年収 106 万円以上)であること
ここでいう賃金とは、時給日給なども月額に換算した場合です。割増賃金や通勤手当等は除きます。
4. 学生でないこと
卒業見込みで引き続き勤務予定の者、休学中、夜間部の学生等は対象になります。

◆自社は対象になるか？

従業員数は現在の厚生年金適用対象者(常勤労働者とその 4 分の 3 以上の労働時間の

者)でカウントします。それ未満の時間のパートは含みません。

直近 12 か月のうち 6 か月で平均 101 人以上であれば対象です。

◆これからの対応

対象事業所ではすでに対象者に説明会や個人面談を行ったことでしょう。社会保険制度では傷病手当金や出産手当金等の補償や、老齢年金も増額もされること、配偶者の健保の扶養から外れると本人の保険料負担が発生し、手取りも変わる等説明しましょう。それにより労働条件を変更する場合もあるかもしれません。

8 月中に日本年金機構から対象事業者へ文書が送られます。実際の手続きは 10 月 1 日以降ですので、事前準備をしておきましょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。